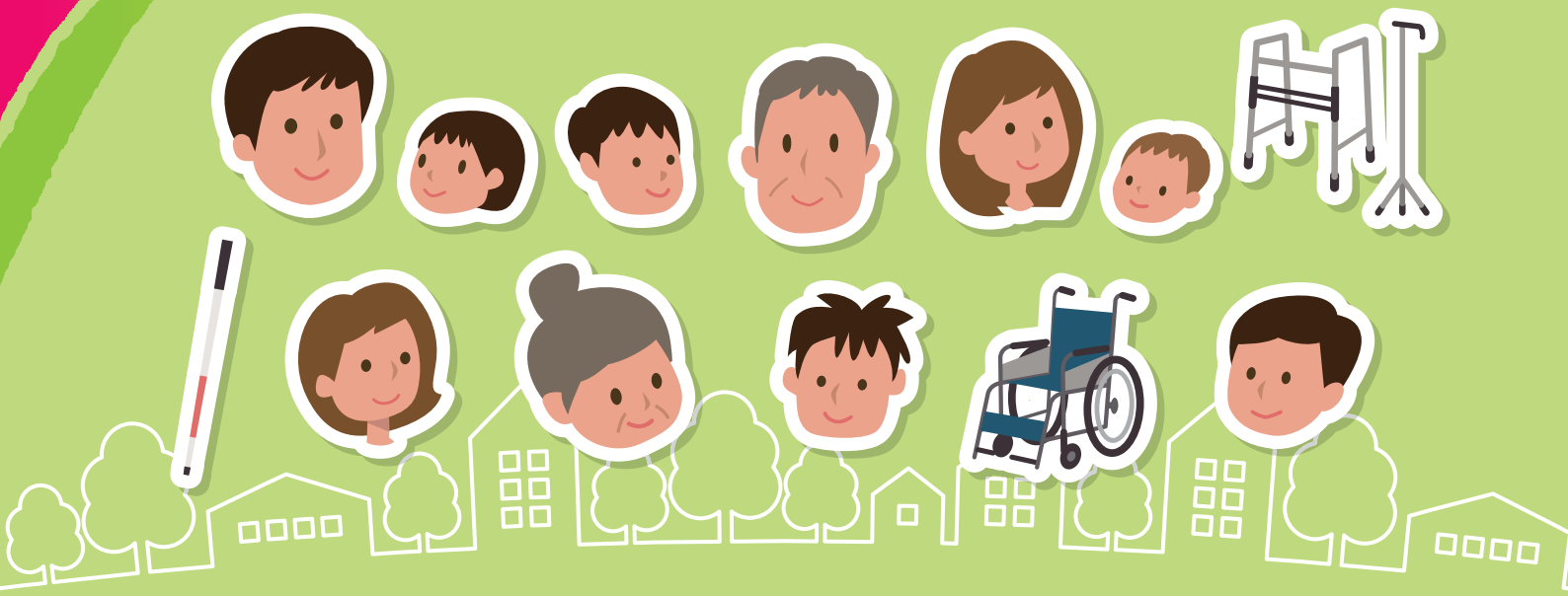
滋賀県

みんなが安心して暮らせる社会に

障害者への虐待を防ぐために



あなたの身のまわりで障害のある方に対する虐待は起こっていませんか？

障害者虐待は、特定の人や家庭・施設等で起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。虐待をしていても本人にその自覚のない場合や、虐待をされていても障害者本人が自ら SOS を出せないことがあります。

問題が深刻化する前に、小さな兆候を見逃さず、虐待を発見した場合には行政機関に連絡をしていただき※、必要な支援につなげていくことが重要です。

※　虐待（疑いを含む）を発見した人には「通報義務」があります。

滋賀県障害者権利擁護センター

（滋賀県健康医療福祉部障害福祉課）

「障害者虐待防止法」とは？

平成２４年１０月１日に、障害者虐待防止法（正式名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されました。

この法律は、障害者の尊厳を守り虐待を防ぐための法律です

障害者虐待を発見したすべての人に通報義務があります。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、生命に重大な危険がある場合だけでなく、「虐待を受けているかもしれない」という疑いの段階で速やかに通報する義務があります。

保健・医療・福祉等関係者※は障害者虐待を発見しやすい立場にあることから、障害者虐待の早期発見とともに障害者虐待の防止のための啓発活動に協力するよう努めなければならないとされています。

※保健・医療・福祉等関係者：障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、その他障害者の福祉に職務上関係のある者、障害者を雇用する事業主など

障害者虐待防止法の対象になる人は…

次のような障害のある人（18 歳未満の人も含む）であって、これらの障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける方が対象となります。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者（発達障害がある人を含む）
- その他の心身機能の障害がある人（難病患者等を含む）

※障害者手帳を持っていない人も含まれます。

障害者虐待防止法は「障害者虐待」を次の３種類について定めています

養護者による障害者虐待

家族や親族、同居人などによる虐待



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

施設や事業者の職員による虐待



使用者による障害者虐待

雇用している事業主による虐待



また、法第３条では、「すべての人は障害者に虐待をしてはならない」と定められています。

障害者虐待の例

①身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みをあたえること。
また、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって動きを制限すること。

例えば

●殴る　●蹴る　●つねる　●無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
●正当な理由のない身体拘束（柱やイス、ベッドに縛り付ける）、部屋に閉じ込める
●不要な薬を飲ませる　など

②性的虐待

わいせつなことをすること。
させること。

例えば

●性交　●性器への接触　●裸にする　●キスをする
●障がい者にわいせつな言葉を言う、言わせる　●わいせつな映像を見せる　など

③心理的虐待

侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、
精神的苦痛を与えること

例えば

●「バカ」「アホ」等の侮辱する言葉を浴びせる　●怒鳴る　●ののしる
●悪口をいう　●仲間はずれにする　●子ども扱いをする
●意図的に無視をする　など

④放棄・放置（ネグレクト）

食事や排せつ、入浴、洗濯などの世話や介助をせず、心身を衰弱させること。
長時間の放置など、養護を著しく怠ること。

例えば

●食事や水分を十分に与えない　●不潔な住環境で生活させる　●学校へ行かせない
●必要な医療や福祉サービスを受けさせない　●養護者以外の同居人、障害者福祉施設等の他の従業者、利用者、企業の他の労働者による①～③の行為を放置する　など

⑤経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。
不当に財産上の利益を得ること。

例えば

●本人が受け取るべき年金や賃金を渡さない
●本人の同意なしに、財産や預貯金を使う
●日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない　など

ここに書かれていないことでも、気になることがあれば通報・相談してください

障害者虐待発見のためのチェックリスト

「サイン」に気づいたら、すぐに通報を！



障害のある方は自ら虐待を受けていることを訴えることができない場合や、虐待をしている方にその自覚がない場合があります。障害者虐待の早期発見・未然防止のためには、小さな「サイン」に注意深く目を向ける必要があります。

このチェックリストはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと判断せず、「もしかして…？」「虐待かも…？」と感じたら、勇気をもって市町が設置する「障害者虐待防止センター」もしくは「滋賀県障害者権利擁護センター」へ通報･相談してください。

1. 身体的虐待のサイン

- ☐ 身体（頭、顔、頭皮を含む）に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- ☐ お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったり、震えるたりする
- ☐「こわい」、「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをちゅうちょする
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない





2. 性的虐待のサイン

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 周囲の人の体をさわるようになる
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをちゅうちょする
- ☐ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる

3. 心理的虐待のサイン

- ☐ かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 不規則な睡眠、うなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫等パニック症状を起こす
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ☐ 自傷行為がみられる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする

4. 放棄・放任のサイン

- ☐ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- ☐ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- ☐ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ☐ 学校や職場に出てこない
- ☐ 支援者に会いたがらない、話したがらない

5. 経済的虐待のサイン

- ☐ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない
- ☐ 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ☐ 家族が本人の年金を管理し遊びや生活費に使っているように思える

セルフネグレクト（自己による放任）については、以下のようなサインがみられると周囲からの積極的な支援が必要な状態である可能性が高いといえます。

セルフネグレクトのサイン

- ☐ 単身生活の人が、痩せて食事をしていなかったようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている
- ☐ 窓ガラスが割れたまま放置されている
- ☐ 電気、ガス、水道が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ☐ ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- ☐ 郵便物がたまったまま放置されている
- ☐ 野良猫のたまり場になっている
- ☐ 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる



通報や届け出をした人の情報が外に漏れることはありません

障害者虐待防止法では、虐待の通報等を受けた職員は、通報者を特定させる情報を外部に漏らしてはならないとされています。

また、施設や職場の職員の方等が通報した際には、「通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと」と法律で規定されています。

匿名で通報することもできます。



障害者虐待への具体的な対応

虐待だと思ったら、担当窓口に通報・相談してください！

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市町などの担当窓口に通報することが義務付けられています。

また、通報等を受けた職員は正当な理由なしに通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないと規程されています。

虐待に関する通報や相談は、市町の担当窓口や障害者虐待防止センターなどが受け付けます。通報したからといって不利益な取り扱いを受けてはならないと法律に規定されているので、迷わず通報・相談してください。

通報先について

①養護者（家族等）による虐待（と思われる障害者）を発見した場合

▶市町障害者虐待防止センター　に通報してください。

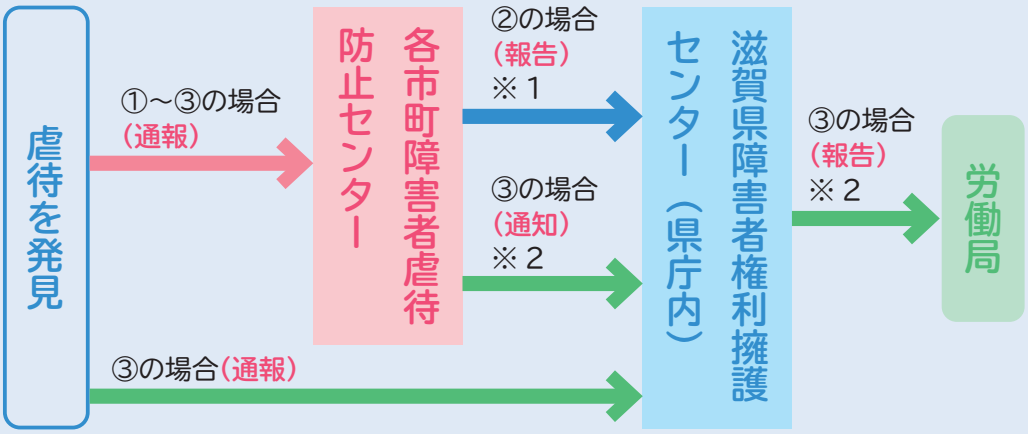
②障害者福祉施設従事者等による虐待（と思われる障害者）を発見した場合

▶市町障害者虐待防止センター　に通報してください。

③使用者（企業・会社等）による虐待（と思われる障害者）を発見した場合

▶市町障害者虐待防止センター　または

▶県障害者権利擁護センター（県庁内）　に通報してください。



※１　障害者福祉施設従事者等による虐待の場合、県に報告されます。

※２　使用者虐待の場合、県に通知、労働局へ報告されます。

虐待を受けた人と養護者、家族の方々の両方に支援が必要です

養護者による虐待は、介護疲れや障害に関する理解不足などが背景にあることも考えられることから、虐待を行っている人やその家族にも適切な支援が必要です。

障害者の保護（養護者からの分離）

障害者の生命にかかわるような危険性がある緊急事態には、障害者を保護し、虐待を行っている養護者から分離することがあります。

また、これによって障害者の安全を確保し、一時的に介護負担から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始するきっかけになる場合もあります。

障害者と養護者への支援

虐待が起こった背景を分析し、虐待を行った養護者を含む家族全体に対して、適切な支援を行います。



●毎日の介護が大変なとき

→短期入所や通所サービス等を利用することで、養護者が障害者と距離をとることができ、休憩する時間が持てるよう勧めます。

●障害に関する知識不足や、介護によるストレスや悩みが大きいとき

→正確な知識や介護技術に関する情報の提供や家族会等への参加を勧め、ストレスや悩みの軽減を図るようにします。



●養護者自身に障害があるなど、支援が必要なとき

→養護者や家族の病気や障害、また経済的問題などで支援を要する場合は、専門的機関からの支援を導入し適切な対応を考えます。

虐待が発生している場合、虐待をうけた人（被虐待者）が、自分の障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識していなかったり、長時間にわたって虐待を受けた場合では、無力感から諦めてしまっていることもあります。

一方、虐待を行っている人（虐待者）も、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合や、「指導・しつけ・教育」の名のもとに不適切な行為を続けていることがあります。

虐待はどこにでも起きる可能性があります。皆さんの通報・相談が早期発見と対応、深刻化の防止につながります。ご協力をお願いします。

